

第3次 長崎県動物愛護管理推進計画（素案）

～人と動物が共生できる地域社会の実現に向けて～

令和3年3月



目 次

1	計画策定の趣旨	P 1
2	長崎県の動物愛護管理の現況及び前計画の検証	P 2
	(1) 犬及び猫の引取頭数	
	(2) 犬の捕獲頭数及び返還頭数	
	(3) 犬及び猫の譲渡頭数及び譲渡率	
	(4) 犬及び猫の殺処分頭数	
	(5) 犬及び猫の苦情件数	
	(6) 推進目標の達成状況	
3	計画の基本的事項	P 8
	(1) 計画期間と進行管理	
	(2) 計画の基本方向	
4	施策の体系	P 11
5	施策別の取組	P 12
	(1) 動物の適正飼養管理と動物の健康と安全の確保	
	(2) 犬・猫の返還及び譲渡の促進	
	(3) 周辺的生活環境の保全と動物による危害の防止	
	(4) 動物取扱業者等への指導	
	(5) 災害対策	
	(6) 人と動物の共通感染症対策	
	(7) 県民参加の動物愛護推進のための基盤整備	
6	動物愛護管理推進目標（成果指標）の設定	P 26

【参考資料】

1 計画策定の趣旨

この計画は、「人と動物が共生できる地域社会」の実現に向けて、県民一人ひとりに動物を愛護する心を育み、動物に関する正しい知識や習性を理解した適正な飼育方法、ひいては動物福祉も含めた動物愛護管理について普及するため、今後取り組むべき方策を明確にし、関係者が相互に連携しながら、動物の愛護に関する施策を推進するために策定するものです。

平成18年に「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下、「基本指針」とする）」が策定されたことを受け、本県では、平成20年4月からの「長崎県動物愛護管理推進計画（以下、「計画」とする）」を策定、また、平成25年には基本指針が改定されたことを受けて、平成26年4月からの計画として見直しを行いました。

今回、令和元年6月の「動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」とする）」の改正、令和2年4月の基本指針の改定を受けて、長崎県の動物愛護に対する施策の充実を目的として、第3次の計画を策定するものです。

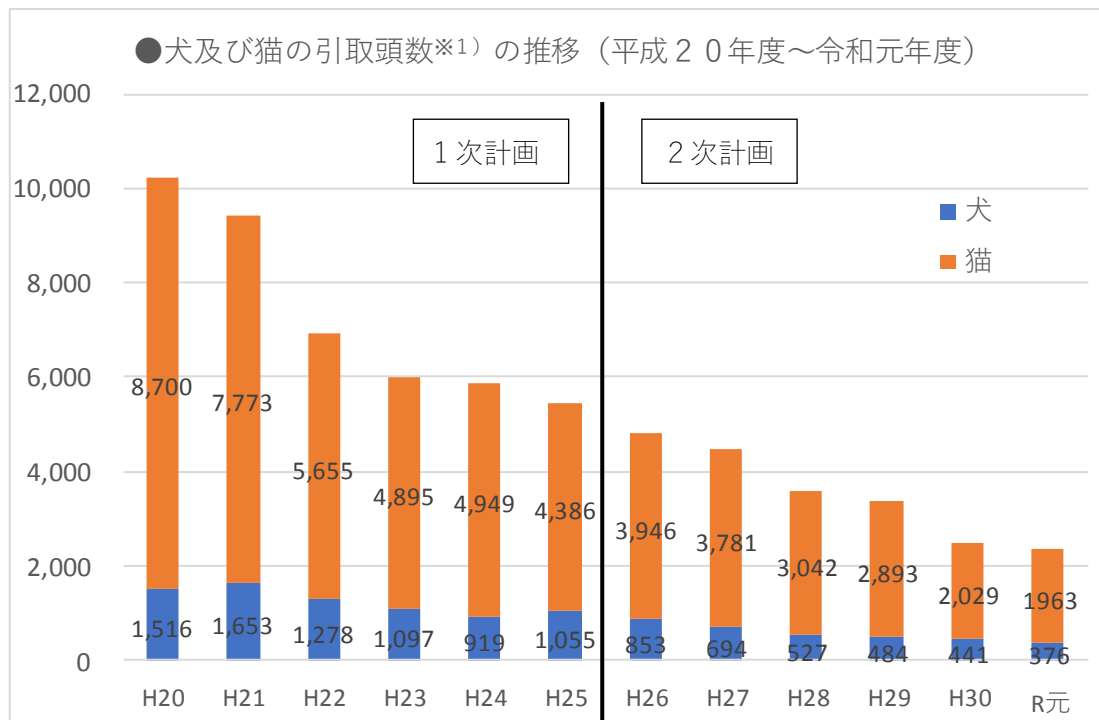
(参考)

【これまでの計画策定の流れ】

計画の策定及び見直し時期		計画の実施期間
1次計画	平成19年度 策定	平成20年度から平成29年度までの 10年間
2次計画	平成25年度策定	平成26年度から平成35年度までの 10年間
	平成30年度 数値目標の見直し	数値目標の上方修正
3次計画 (今回)	令和2年度 策定	令和3年度から令和12年度までの 10年間

2 長崎県の動物愛護管理の現況及び前計画の検証

(1) 犬及び猫の引取頭数



	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
犬	1,516	1,653	1,278	1,097	919	1,055	853	694	527	484	441	376
猫	8,700	7,773	5,655	4,895	4,949	4,386	3,946	3,781	3,042	2,893	2,029	1,963

※1) 引取とは、飼い主からの引取と所有者不明の引取を指します。

動物愛護管理法では、都道府県等は犬・猫の所有者から引取りを求められたときは、引き取らなければならないとされています。また、所有者不明の犬・猫の引取りについても、周辺の生活環境の保全上の支障を防止するために必要な場合には、法に基づきその拾得者から引取りを行っています。

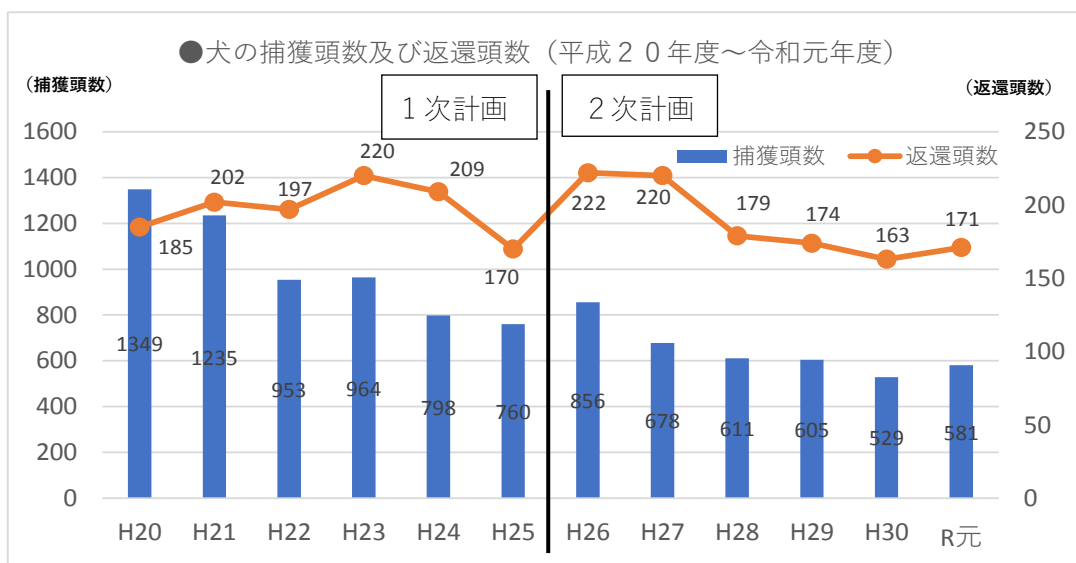
県においては、平成22年度から所有者からの犬及び猫の引取りを有料化するとともに、県立保健所管内の引取り窓口についても削減してきました。

また、平成24年の動物愛護管理法改正では、所有者に「終生飼養」の責任があることが明記され、所有者からの引取については拒否をできる事由（犬猫等販売業者からの依頼、繰り返し引取りを求められた場合、犬猫の老齢や病気を理由とした依頼等）が規定されました。これを受けて、所有者からの引取依頼に対しては、まずは自分で新たな飼い主探しをすることや適切な繁殖制限措置をとることをはじめ、終生飼養の責任があ

ることを説諭したうえで、極力引取りを行わないように努めてきました。

こうした適正飼養の普及啓発や、いわゆる野良猫の引取りを減らす取組である不妊化の推進により、犬及び猫の引取り頭数は年々減少していますが、令和元年度においては犬猫合わせて2,339頭が引き取られています。そのうち、野良の子猫が1,595頭と、引取り頭数の68%を占めており、現在、県のほか7市町において実施されている野良猫の数を減らすための不妊化の取組をさらに広げていかなければなりません。

(2) 犬の捕獲頭数及び返還頭数



	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
捕獲	1,349	1,235	953	964	798	760	856	678	611	605	529	581
返還	185	202	197	220	209	170	222	220	179	174	163	171

狂犬病予防法第6条においては、市町への登録を行っていない、あるいは鑑札等を装着していない犬については、捕獲をしなければならないと規定されています。これに基づき、長年にわたって犬の捕獲を進めるとともに、市町と連携し、係留の義務や鑑札等の装着についての周知を図ってきました。令和元年度の捕獲頭数は、平成20年度と比較しても約57%減少しています。

一方、県内の一部地域においては、いまだに野犬が多く存在しており家畜が襲われる等の被害も出ています。餌となるものの存在や地形など、野犬が生息しやすい環境にあることが推察されます。新しい基本指針においても、野犬が多い地域等では、集中的に捕獲を実施し、野犬の繁殖を抑制することが必要な場合があり、短期的に殺処分数が増加してもやむを得ない面もあるという考え方が示されています。本県においても、多様な意見を踏まえつつ、こうした地域ではより一層捕獲に力を入れていく必要があります。

また、捕獲収容した犬については、飼い主が判明した場合に返還を行っていますが、

鑑札や迷子札など所有者を明示するものを装着していなかったり、飼い主もどこに連絡すべきかを知らないからか、飼い主に返還できない場合が少なくありません。

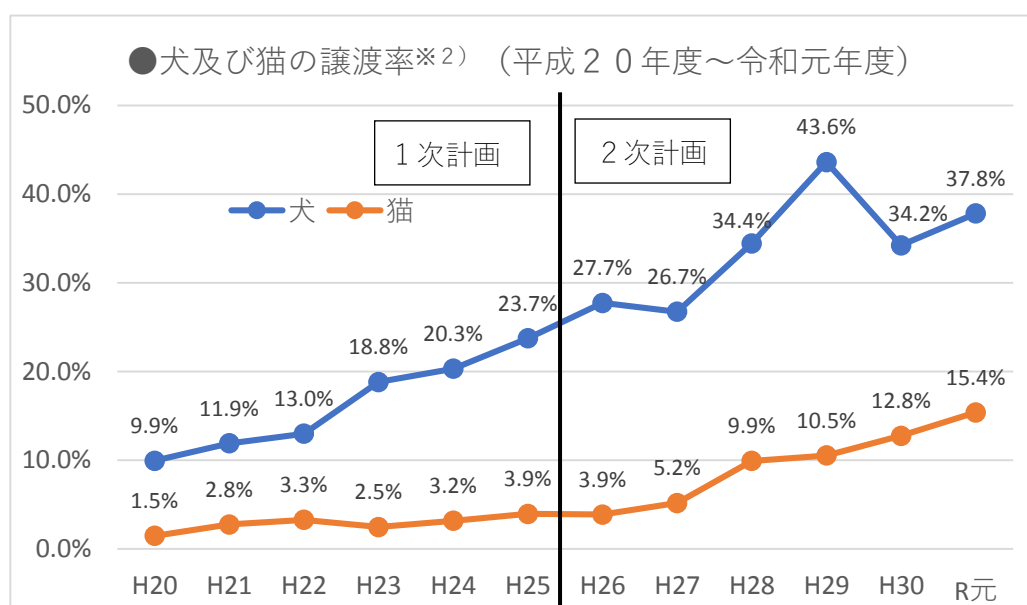
飼い主への返還を促進するため、迷子対策について、これまで以上に効果的な普及啓発を行っていきます。

(3) 犬及び猫の譲渡頭数及び譲渡率

●犬及び猫の譲渡頭数（平成20年度～令和元年度）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
犬	285	344	290	388	349	431	474	367	392	475	332	362
猫	129	215	186	121	157	173	153	196	302	305	259	302

(頭)



※2）譲渡率の算出方法については以下のとおりです。

犬：譲渡頭数/（引取頭数+捕獲頭数） 猫：譲渡頭数/引取頭数

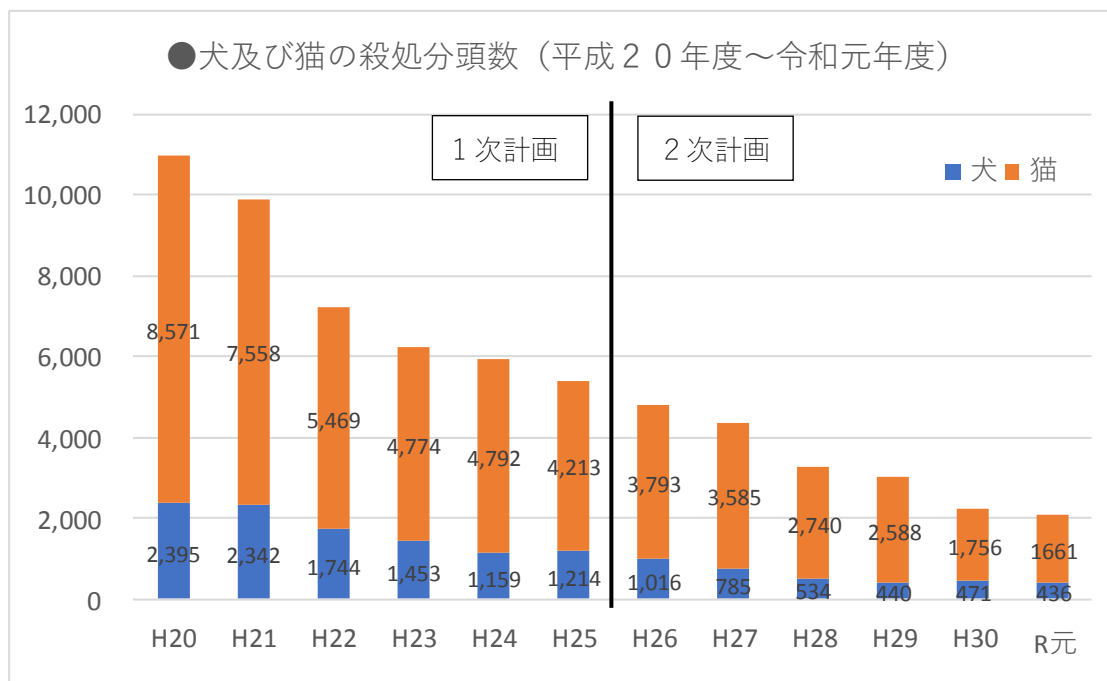
県においては、「長崎県動物愛護情報ネットワーク（ながさき犬猫ネット）」や長崎市ホームページにおける「収容動物情報」及び佐世保市のホームページにおける「ペット・動物情報」の中で、収容されている動物等の情報を提供しています。また、動物管理所（アニマルポートながさき）での休日譲渡会の開催やボランティア等との連携により譲渡の推進を図ってきました。

これらの取組により、令和元年度における譲渡率は平成20年度と比較して、犬で

27.9%、猫で13.9%増加しています。

さらなる譲渡率の上昇を図り、譲渡可能な動物が全て譲渡につながるよう、ながさき犬猫ネット等の情報サイトの周知及びボランティアとの連携を図っていきます。

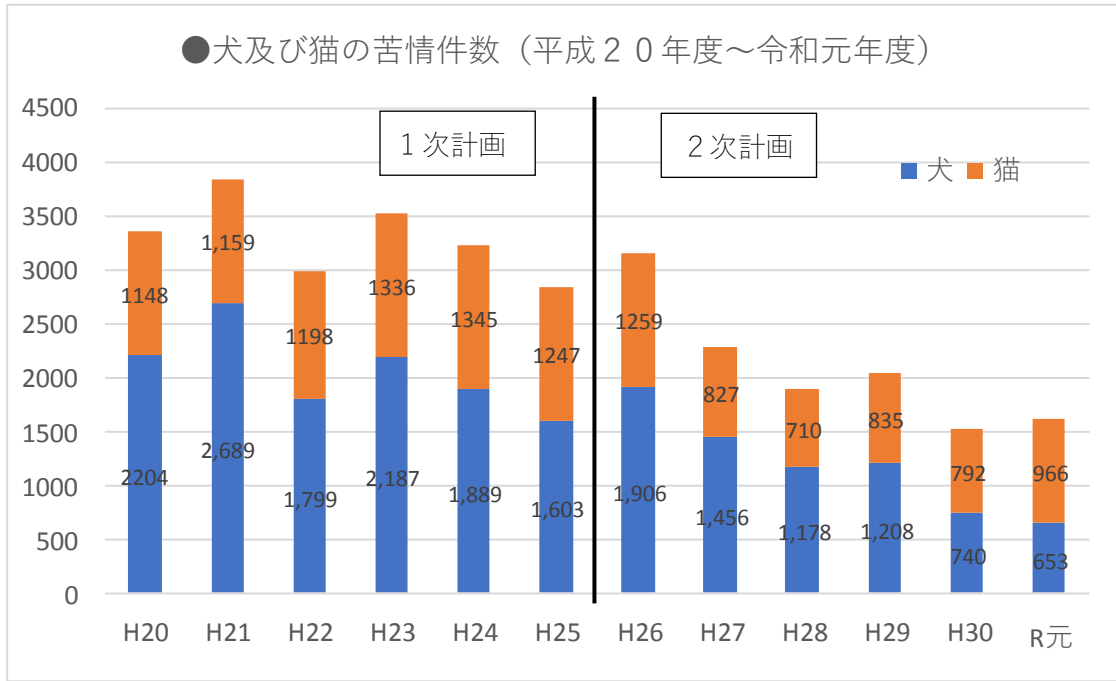
(4) 犬及び猫の殺処分頭数



	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
犬	2,395	2,342	1,744	1,453	1,159	1,214	1,016	785	534	440	471	436
猫	8,571	7,558	5,469	4,774	4,792	4,213	3,793	3,585	2,740	2,588	1,756	1,661

引取頭数や捕獲頭数の減少により、殺処分数も減少傾向にあります。しかしながら、本県における殺処分数は全国的に見ても多い状況であり、引き続き適正飼養の普及啓発や野良猫の不妊化の推進及び市町との連携・協働により引き取られる動物を減らすとともに、ながさき犬猫ネットの周知やボランティアとの連携により譲渡される動物を増やす取組をより一層推進していかなければなりません。

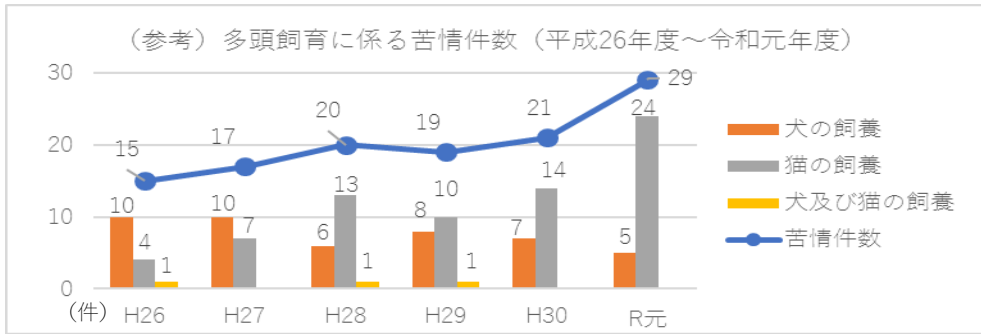
(5) 犬及び猫の苦情件数



	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
犬	2,204	2,689	1,799	2,187	1,889	1,603	1,906	1,456	1,178	1,208	740	653
猫	1,148	1,159	1,198	1,336	1,345	1,247	1,259	827	710	835	792	966

苦情件数は減少傾向にあるものの、動物による周辺の生活環境に関する苦情は依然として多く寄せられています。特に近年は、多頭飼育による動物の悪臭や毛の飛散、鳴声等の苦情が増加傾向にあります。

こうした動物による迷惑問題は、近隣住民等との間で感情的な対立を誘発しやすいだけでなく、ひいては住みやすさにも悪影響を及ぼすものです。しかしながら、その背景には貧困や社会的孤立等様々な要因が存在していることもあり、県や市町においても対応に苦慮している現状があります。市町と連携し、動物愛護や生活環境及び社会福祉といった様々な観点から苦情対応に取り組むことで、背景にある様々な問題の同時解決を図っていきます。



(6) 推進目標の達成状況

《推進目標》 犬及び猫の引取頭数の抑制

計画の策定及び 見直し時期		目 標	達成時期
		平成18年度実績（12,512頭） を基準としたときの減少率 <u>（目標頭数）</u>	実績頭数
1次 計画	平成19年度 策定	平成29年度までに50%減 <u>（6,256頭）</u>	平成23年度 5,992頭 〔犬：1,097頭 猫：4,895頭〕
	平成25年度 策定	平成35年度（令和5年度）までに 75%減 <u>（3,128頭）</u>	平成30年度 2,470頭 〔犬： 441頭 猫：2,029頭〕
2次 計画	（平成30年度 数値目標の 見直し）	平成35年度（令和5年度）までに 90%減 <u>（1,250頭）</u>	— （次期計画へ反映） （参考）令和元年度 2,339頭 〔犬： 376頭 猫：1,963頭〕

3 計画の基本的事項

(1) 計画期間と進行管理

令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間とし、計画の進捗状況等については、毎年度、計画の達成状況を点検し、施策に反映させることとします。

なお、基本指針においては、策定後のおおむね5年目に当たる令和7年度を目途として、見直しが行われることとされています。

(2) 計画の基本方向

本計画では、基本指針で示された視点、講ずべき施策を念頭に、以下の3つを計画の基本方向として、動物の愛護と管理に関する施策を総合的に進めていきます。

1) 動物愛護の普及啓発

県民の動物に対する考え方は多様であることを前提にした上で、広く県民の間に動物愛護の精神の涵養を図るため、県や市町等の様々な関係者が連携して普及に取り組めます。

2) 動物の適正飼養管理の推進

飼い主は、動物の命について尊厳を守り、動物の生理、生態、習性等を理解して適正に取り扱うとともに、周辺に迷惑をかけることのないよう適正に飼養しなければなりません。

こうした適正飼養が定着するよう、動物愛護及び管理の関係者が連携・協働して取組を進めていきます。

3) 県民参加と協働による動物愛護管理推進の体制づくり

動物に係る問題は様々であるため、動物愛護及び管理に関する関係者がそれぞれの役割を理解したうえで、相互の連携体制を整備することが必要です。

ボランティア等の関係者との連携のあり方や、動物愛護の拠点施設の機能の充実について検討を進めつつ、「動物愛護の普及啓発」「引き取られる動物を減らす取組」、「譲渡される動物を増やす取組」を推進します。

① 県の役割

県は、人と動物が共生する社会の実現を図るため、動物の愛護及び管理に関する総合的かつ広域的な施策を策定し、多様な主体と連携しながら実

施することで本県の動物の愛護及び管理を推進する主要な役割を担います。

② 中核市の役割

中核市である長崎市、佐世保市はともに動物愛護管理法に基づき実施している引取りの対象となる動物の削減に努めるとともに、県と緊密に連携を保ちながら、当該行政区域における動物の愛護及び適正管理についての普及啓発等に主体的に取り組んでいく必要があります。

③ その他の市町の役割

動物愛護に関する課題の多くは地域に密着したものであり、市町には、住民に対し動物愛護と適正飼養に関する理解を求め、地域の実情に応じて課題解決を図る役割が期待されます。

④ (公社)長崎県獣医師会の役割

県獣医師会は、動物愛護意識の高揚、人と動物の共通感染症のまん延防止、災害時動物救護対策などの公益事業を通じて、動物に対する専門的な立場から、県の動物愛護管理に関する施策に協力する役割が求められています。

⑤ 動物の飼い主の責務

動物の飼い主は、命ある動物の所有者、又は占有者としての責任を自覚し、動物の健康及び安全を保持しつつ終生飼養に努めるとともに、周辺的生活環境や人の身体、生命及び財産などに迷惑を及ぼすことのないよう適正に飼養するよう努めなければなりません。

⑥ 動物取扱業者の責務

動物販売業をはじめとする動物取扱業者は、動物愛護管理法を遵守し、自らが動物の適正な飼養管理を行い、購入者及び譲受者に健康な動物を提供することはもちろんのこと、その業務を通じて購入者及び譲受者に対し飼い主責任の自覚を促し、正しい知識の提供と動物愛護管理の普及啓発を行う重要な責務を担っています。

⑦ 県民の役割

「人と動物が共生する地域社会」を目指すために、命あるものである動物に対してその尊厳を守り、優しいまなざしを向ける態度が望まれます。そのためには、県民一人ひとりの動物に対する考えは様々であることを前提として、お互いの立場を十分尊重することが求められます。

なお、本計画は、2015年（平成27年）9月の国連サミットで選択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現に寄与するものです。

- 「SDGs（持続可能な開発目標）Sustainable Development Goals」は、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択され、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、17のゴールと169のターゲットで構成され、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むための国際社会全体の目標です。
- 17の持続可能な目標のうち「4 質の高い教育をみんなに」「11 住み続けられるまちづくりを」等の目標は、動物愛護管理の推進によって貢献が可能であると考えられます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



	<p>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p>
	<p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>

4 施策の体系

計画の基本方向	施策別の取組
動物愛護の普及啓発	(1) 動物の適正飼養管理と動物の健康と安全の確保
	1) 飼い主に対する普及啓発 2) 不適正飼養に関する指導の実施 3) 多頭飼育問題への取組 4) 虐待等の通報への対応
	(2) 犬・猫の返還及び譲渡の促進
	1) 「ながさき犬猫ネット」等の情報サイトの周知促進 2) 愛護団体やボランティアと連携した譲渡の推進
動物の適正飼養管理の推進	(3) 周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止
	1) 飼い主に対する普及啓発【再掲】 2) 所有者のいない猫への無責任な餌やり行為が望ましくないことの周知 3) 所有者のいない猫の発生を防止するための取組推進
	(4) 動物取扱業者等への指導
	1) 動物取扱業者への監視指導 2) 動物取扱責任者研修会 3) 特定動物の適正な飼養保管の徹底 4) 実験動物並びに産業動物の適正な取扱いの推進
県民参加と協働による動物愛護管理推進の体制づくり	(5) 災害対策
	1) 飼い主に対する普及啓発【再掲】 2) 避難所を設置する市町への協力 3) 関係団体等との連携 4) 災害対策訓練やセミナーへの参加
	(6) 人と動物の共通感染症対策
1) 飼い犬の登録・注射の実施の徹底 2) 県獣医師会と連携した情報発信 3) 狂犬病発生を想定した診断実習の実施 4) 人と動物の共通感染症の情報収集と正しい知識の普及	
(7) 県民参加の動物愛護推進のための基盤整備	
1) 動物愛護管理に関する業務や活動を行う者の資質の向上 2) 学校等における普及啓発 3) 動物愛護管理施設の機能拡充に向けた検討	

5 施策別の取組

(1) 動物の適正飼養管理と動物の健康と安全の確保

現状と課題

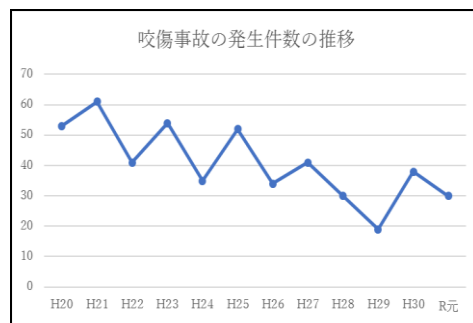
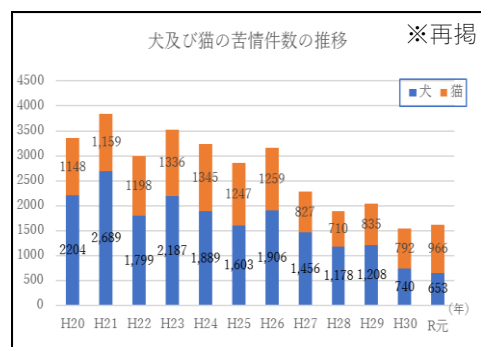
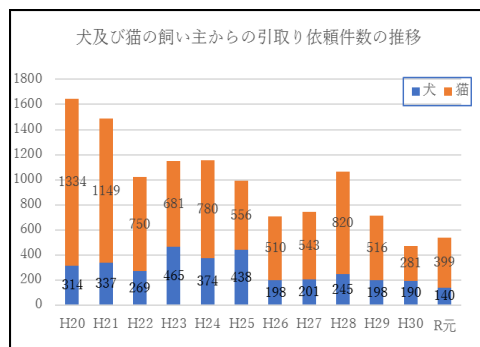
動物の飼い主は、所有する動物の健康及び安全を保持し、動物が人の生命・身体や財産への侵害、生活環境への悪影響など迷惑をかけることのないよう、適正に管理しなければなりません。

これまででも、動物の飼い主に対し適正飼養の普及啓発を進めてきましたが、飼い主からの引取り依頼、近隣住民からの苦情、犬による咬傷事故等が依然として発生しています。中には、管理できないほどの多頭飼育に陥り、行政で引き取らざるを得なくなったケースもみられます。

また、時として動物の遺棄や虐待が疑われるような情報も寄せられています。

(参考)

引取り依頼、苦情受付、咬傷事故、多頭飼育による引取り状況の推移



多頭飼育崩壊による引取り件数

	犬	猫
H27	4	1
H28	2	0
H29	2	2
H30	0	2
R1	2	6

取組の内容

1) 飼い主に対する普及啓発

① 啓発すべき主な内容

(ア) 終生飼養

飼い主が最後まで責任を持って飼育すること。

(やむを得ない理由により適切な飼養管理ができない場合には、動物の健康・安全の保持の観点から行う譲渡や引取り等が否定されるものではありません)

(イ) 不妊措置

不妊手術等によりみだりな繁殖を防止すること。

(ウ) 所有者明示

犬の鑑札等、迷子札、マイクロチップにより、動物の所有者であることを明らかにすること。



迷子札 (例)

(エ) 逸走防止

人の生命・身体又は財産への侵害を防止するため、適切に係留等を行うこと。

(オ) 非常時の想定

平時からのしつけや預かり先の相談など、もしもの時(飼い主の入院時、災害発生時など)の対応を想定しておくこと。

(カ) その他、動物の種類・習性・生理等に適合した飼養

② 啓発の方法

(ア) 行政による説明

行政が収容された動物を譲渡する際に、新しい飼い主に対して適正飼養について必ず説明を行います。

(イ) 動物取扱業者による説明

動物取扱業者が動物を販売する際には、飼い主に対して適正飼養について説明する責任があります。

そのため、業者に対して、販売時の説明が徹底されるよう指導を行います。

(ウ) 広報媒体の活用

広報誌・新聞・ラジオ等による積極的な情報発信に努めます。

(エ) ホームページ(「長崎県動物愛護情報ネットワーク(ながさき犬猫ネット)」など)の活用促進

twitter等のSNSを活用した情報発信に努めます。

(オ) 狂犬病予防集合注射会場での啓発

集合注射会場に来た犬の飼い主に対し、適正飼養や迷子対策についての周知を行います。

(カ) 動物愛護週間行事を通じた啓発

動物愛護週間（9月20日～26日）に動物愛護啓発イベントを開催し、県民に広く動物愛護の精神を浸透させます。

2) 不適正飼養に関する指導の実施

令和元年度の動物愛護管理法の改正により、動物の飼養に起因した生活環境保全上の支障が発生した場合等に立入検査が可能となったことから、市町の協力を得ながら、効果的な事態の把握と改善に努めます。

3) 多頭飼育問題への取組

多頭飼育問題については、市町や福祉部局等とも連携し、実態の把握に努めるとともに、問題の同時解決を図ります。

4) 虐待等の通報への対応

遺棄や虐待が疑われる通報に対しては、関係機関（警察・獣医師・市町等）と連携し、迅速に対応します。



【動物の遺棄・虐待等に対する罰則の強化】

令和元年度の動物愛護管理法改正で、動物の遺棄・虐待等に対する罰則が強化されました。

	改正前	改正後
愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金	<u>5年以下の懲役又は500万円以下の罰金</u>
愛護動物をみだりに虐待した者、愛護動物を遺棄した者	100万円以下の罰金	100万円以下の罰金又は <u>1年以下の懲役</u>

併せて、みだりに殺された、傷つけられた、虐待されたと思われる動物を獣医師が発見した際には、遅滞なく都道府県等に通報することが義務付けられました。

活動指標

活動内容	指標
県広報番組を活用した情報発信	ラジオ出演年2回以上
狂犬病予防集合注射会場での、市町と連携した啓発資料配布	全ての会場
動物愛護啓発イベントの開催	県内8箇所

(2) 犬・猫の返還及び譲渡の促進

現状と課題

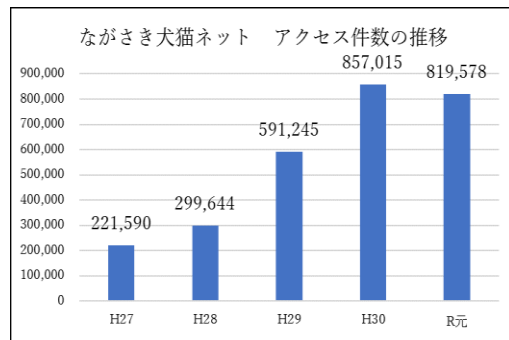
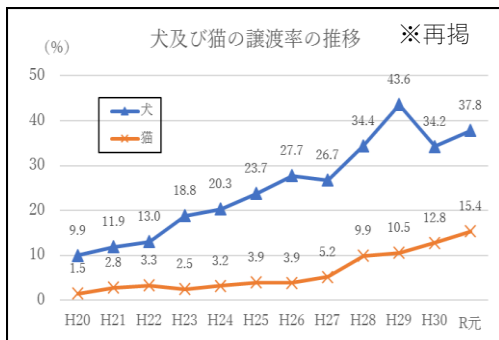
「ながさき犬猫ネット」の開設や動物管理所での休日譲渡会の実施等により譲渡体制の強化に努めてきましたが、「ながさき犬猫ネット」については、県民に十分に浸透しているとは言い難い状況です。

今後も、「ながさき犬猫ネット」等の更なる普及に向けて取り組むとともに、ボランティア等とも連携し、迷子や引き取った動物の返還及び譲渡を促進していく必要があります。

(参考)

令和元年度の譲渡促進活動等の実績、及びこれまでの実績の推移

譲渡された動物（頭数）	664 頭 (犬：362 頭、猫：302 頭)
休日譲渡会の開催（回数）	6 回
ながさき犬猫ネットへのアクセス（件数）	819,578 件 (月平均：68,298 件)



トピックス

【県、長崎市及び佐世保市の情報サイト】

ながさき犬猫ネット (長崎県動物愛護情報ネットワーク)

ながさき犬猫ネット

動物を飼いたい方

SITE MENU

- トップページ
- しくみと利用方法
- 動物を譲りたい方
 - 譲渡登録ページ
- 動物を飼いたい方
 - 犬(保健所収容)
 - 犬(その他)
 - 猫(保健所収容)
 - 猫(その他)
 - その他の動物(保健所収容)
 - その他の動物(その他)
- この(動物)を探しています!
 - 犬

人と動物が共生できる地域社会の実現にむけて。

このサイトは、譲りたい犬や猫（以下、犬等という。）の譲渡を一般公開し、事情により飼えなくなった飼い主の方が次の飼い主を捜す一助となり、少しでも多くの犬等の命を救うことにつながることを目的として作成しました。その他、迷子犬の高見転として利用もできます。また、狂犬病予防法違反で罰が科されている犬や動物の愛護及び管理に関する法律に基づく収容犬等についての情報提供も行っていきます。新しい犬が産子の場合、狂犬病予防法違反で検閲中に収容されているかもしれませんが、違や中にお近くの保護所へご相談ください。

[新着情報](#)

動物を飼いたい方

譲渡希望の動物の写真をクリックしてください。写真をクリックすると、詳細な譲渡の情報が表示されます。

No.	品種	性別	毛色	種別	年齢	保護所	写真
12099	ミックス (雑種)	オス	白茶	犬 (猫)	成猫	長崎県動物愛護センター	
12913	ミックス (雑種)	オス	黒	犬	1歳-10歳	長崎県動物愛護センター	
12978	ミックス (雑種)	オス	黒茶	犬 (猫)	成猫	長崎県動物愛護センター	
12972	ミックス (雑種)	オス	ブラック	犬 (猫)	1歳前後	長崎県動物愛護センター	



取組の内容

- 1) 「ながさき犬猫ネット」等の情報サイトの周知促進
 譲渡や迷子に関する情報サイト「ながさき犬猫ネット」等について、市町、学校、動物病院、スーパー、コンビニ、ペット関連店舗等の関係機関の協力を得ながら、ポスター掲示やリーフレット配布を行うとともに、ホームページや SNS などへの掲載、メディアを通じた情報発信により周知を図ります。
- 2) 愛護団体やボランティアと連携した譲渡の推進
 一時預かりや譲渡のボランティアと連携した適正な譲渡について、現状や課題を整理し、体制整備を進めます。

活動指標

活動内容	指標
県での休日譲渡会の開催	年 6 回以上

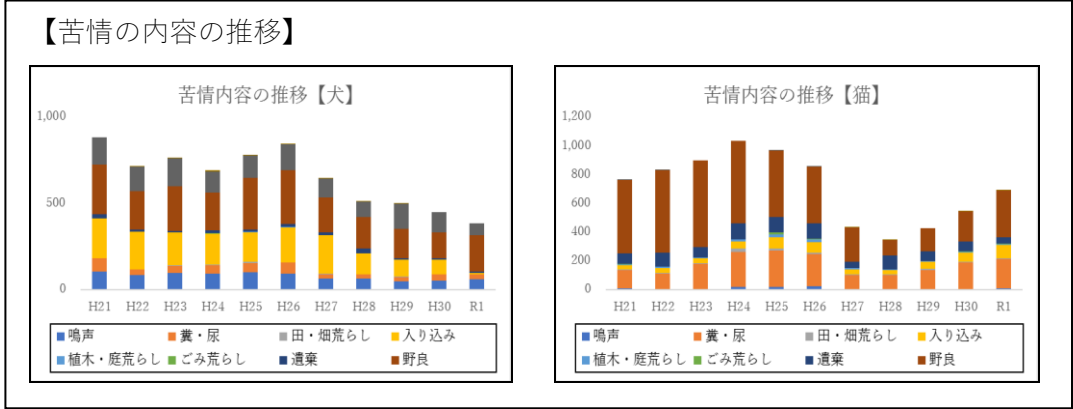
(3) 周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止

現状と課題

飼い犬・猫のみだりな繁殖、所有者のいない猫への餌やり等の動物の不適切な飼養により、人への危害及び周辺の生活環境を損なう事態等の迷惑問題が発生しており、苦情等も依然として多い状況にあります。

こうした問題は、近隣住民等との間で感情的対立を誘発しやすいなどの性格も有しており、また、問題の背景が複雑であるケースもみられるなど、状況に応じた対策や対応が必要です。

(参考)



取組の内容

- 1) 飼い主に対する普及啓発【再掲】

飼い犬・猫のみだりに繁殖しないよう、飼い主に対し適切な措置をとるよう指導、助言を行います。
- 2) 所有者のいない猫への無責任な餌やり行為が望ましくないことの周知
野良猫へ単に餌を与えるだけの無責任な行為が「猫の引取り・殺処分数の増加」「周辺の生活環境悪化」に繋がることの周知を市町等と連携して行います。
- 3) 所有者のいない猫の発生を防止するための取組推進
野良猫の過剰繁殖による生活環境の悪化を防ぐため、「地域猫活動」等の野良猫不妊化を推進します。
併せて、様々な普及啓発の機会を通じて、地域猫活動の紹介を行っていきます。

トピックス

【地域猫活動】

所有者のいない猫による過剰繁殖や周辺的生活環境悪化を防止するために、猫の不妊化を行うとともに、地域の理解のもとに餌の世話や糞の始末を行い、猫を適正に管理する活動を言います。

具体的な活動内容は、以下のようなものが挙げられます。

- ① 飼い主のいない猫の生息状況の把握
- ② 猫の捕獲、動物病院への搬送、不妊手術の実施、元の場所へのリリース
- ③ 給餌の管理（置き餌の禁止）、トイレの管理・糞の清掃

活動指標

活動内容	指標
野良猫不妊化手術の実施（県及び市町の取組）	令和7年度までに、年間実施頭数 1,150 頭を目指す。

（4）動物取扱業者等への指導

現状と課題

動物取扱業者は、動物愛護管理法に基づく飼養及び保管の基準を遵守しなければなりません。一部に不適切な飼養管理により指導を要した業者がみられました。令和元年度の動物愛護管理法改正では、動物取扱業者への規制が強化されることとなり、新たな制度に基づき指導を徹底する必要があります。

また、県内では、いわゆる危険な動物とされる「特定動物」は、令和元年度末時点5施設で飼養されています。他自治体においては特定動物による人の殺傷事故も発生していることから、改めて基準の遵守徹底が求められています。

加えて、実験動物や産業動物の飼養管理についても、それぞれの飼養及び保管の基準に基づく管理が必要とされています。

(参考)

令和元年度 第一種動物取扱業の業種内訳

種別	販売	保管	貸出	訓練	展示	競り	譲受	合計
数	170	213	3	23	32	0	1	442

(業種の例)

- 販売：ペットショップ
- 保管：ペットホテル、ペット美容室（預かる場合）、ペットシッター
- 貸出：ペットのレンタル、モデル・タレント動物の派遣業
- 訓練：動物の訓練・調教業（出張も含む）
- 展示：動物園、水族館、乗馬施設、猫カフェ
- 競り：オークション業
- 譲受：老犬・老猫ホーム

トピックス

【動物取扱業者への規制強化】

動物愛護管理法の改正に伴い、動物取扱業の遵守項目に以下の内容が追加されました。

令和2年6月1日
から施行

○ 動物取扱責任者の資格要件の厳格化

責任者となる資格要件について、以下のように変更されました。

【今までの資格要件：以下のうち1つを満たすこと】

- ①業種に係る半年以上の実務経験
- ②一年間以上専門教育を受ける学校等を卒業
- ③公平性・専門性のある団体が行う試験による証明

↓

【新しい資格要件：以下のうち1つを満たすこと】

- ①獣医師
- ②愛玩動物看護師（愛玩動物看護師法に基づく国家資格）
- ③【今までの資格要件】の①+②、あるいは①+③を満たすこと

○ 対面販売の場所を事業所に限定

動物を販売する際は、自らの事業所で動物を直接見せるとともに、特徴などを対面しながら説明しなければなりません。

<p>令和2年6月1日 から施行</p>	<p>○ 動物管理の帳簿作成及び定期報告の義務対象拡大</p> <p>これまでは、帳簿の作成と定期報告の対象は、犬猫販売業者に限定されていましたが、動物愛護管理法の改正により、<u>販売・貸出し・展示・譲受飼養業の各業者が対象となりました。</u></p>
<p>令和3年6月1日 から施行</p>	<p>○ 犬猫販売業に係る施設・飼養管理基準の具体化</p> <p>以下の項目について、具体的な基準が定められます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼養施設の設備構造・規模、管理 ・ 従業者の員数（1人あたりの管理頭数） ・ 飼養・保管の環境管理（温度、臭気など） ・ 疾病等に係る措置（健康診断） ・ 展示・輸送方法（展示中の休息など） ・ 繁殖回数・方法（動物の繁殖回数・年齢の上限） ・ その他（動物の管理関係） <p>○ 犬猫の販売日齢56日齢以上の適用</p> <p>これまで、犬猫の販売は生後49日以降とされていましたが、施行後は生後56日以降でないと販売できなくなります。</p> <p>（文化財保護法に基づく指定犬は、生後49日以降）</p>
<p>令和4年6月1日 から施行</p>	<p>○ 犬猫の販売業者におけるマイクロチップ*装着及び登録の義務化</p> <p>ブリーダーやペットショップ等で販売される犬猫について、マイクロチップを装着することが義務付けられます。</p> <p>マイクロチップを装着した場合は、所有者情報の登録も必要になります。（飼い主がペットショップから購入した場合には、登録情報を変更します。）</p> <p>※マイクロチップ：直径2mm、長さ8～12mmの小さな電子標識器具です。（写真参照）</p> <p>生体に適合した素材を使用しており、動物の体内（皮下）に埋め込みます。外れたり失くしたりすることがほとんど無く、専用の読み取り機械を用いて半永久的に個体識別が可能な器具です。</p>



取組の内容

- 1) 動物取扱業者への監視指導
登録制度の遵守の徹底に加え、新たな規制（責任者要件の厳格化、帳簿の義務化、遵守基準の具体化、マイクロチップの装着・登録義務化等）の着実な運用に向けた立入・指導を実施します。
- 2) 動物取扱責任者研修会
動物取扱業者の主体的な取組を促進するため、動物取扱責任者研修会を開催し、遵守事項の周知を行います。
- 3) 特定動物の適正な飼養保管の徹底
飼養及び保管の基準の遵守事項を再度確認するとともに、動物愛護管理法改正による特定動物の規制強化（交雑種の規制対象への追加、愛玩目的での飼養禁止）を周知します。
- 4) 実験動物並びに産業動物の適正な取扱いの推進
関係機関の協力を得ながら、必要に応じ情報提供を行います。

活動指標

活動内容	指標
動物取扱業「販売業」施設への立入回数	令和3～4年の動物愛護管理法改正で規制が強化されることから、2年間は年1回以上
動物取扱責任者研修会の開催回数	県内9箇所ですべて年1回
特定動物飼養施設への立入回数	年1回以上

(5) 災害対策

現状と課題

動物の飼い主は、日頃から災害等の万が一の状況を想定し、それに備えた対応を検討しておかなければなりません。

一方、行政では、人とペットとの同行可能な避難所の設置、被災動物の保護体制、救護物資の供給体制、被災動物の治療体制等の整備について、関係機関が連携体制を整備しておく必要があります。

県では、災害時のペットの救護対策について、「九州・山口災害時愛護動物救護応援協定」や、県獣医師会との「災害時における愛護動物の救護に関する協定」を締結するとともに、「長崎県災害時動物救護対応ガイドライン」「避難所等におけるペット受

入れ対応マニュアル」を策定しています。

今後は、これらの災害発生時の対策について実効性を高めていく必要があります。

トピックス

【万が一を想定した対応】とは…

- ・ 預け先や避難所での生活に備えた、普段からのしつけやワクチン接種等の適正飼養管理
(ペットを他人に預けたり、同行避難する際に、普段と違う状況に置かれるペット自身のストレス、周囲への迷惑や避難所内での病気の感染を防止するために行います)
- ・ 非常用の動物用携行品(リード、ケージ等)や避難に必要な餌の準備など

取組の内容

- 1) 飼い主に対する普及啓発【再掲】
飼い主に対し、災害対策の取組について、平時からの心構えも含めた動物愛護の1つとして啓発を行います。
- 2) 避難所を設置する市町への協力
関係部局と連携して、同行避難について円滑に対策が取られるよう協力します。
- 3) 関係団体等との連携
地域における被災動物の救護や一時預かりに関し、周辺自治体、獣医師会、ボランティア等との連携した協力体制を整備します。
- 4) 災害対策訓練やセミナーへの参加
広域的に開催される災害対策のセミナー等へ積極的に参加し、その取組を関係者間で共有します。

(6) 人と動物の共通感染症対策

現状と課題

犬の飼い主は、狂犬病予防法に基づき飼い犬の登録・注射が義務付けられています。国内では、昭和30年代前半以降発生がみられておりませんが、平成25年に、日本と同様に発生の見られなかった台湾で狂犬病が確認され、わが国での発生予防が改めて重要となっています。

近年、今まで見られなかった人と動物の共通感染症も注目されています。動物の飼養者は、こうした人と動物の共通感染症についての理解を深め、衛生管理、ワクチン接種、濃厚接触防止等の感染予防に努める必要があります。

トピックス

【台湾での狂犬病発生について】

平成25年に台湾において、野生動物（イタチアナグマ）とそれに咬まれた犬での狂犬病の発生が確認されました。

調査の結果、輸入感染ではなく、もともと台湾の中に存在していたウイルスによるものだということが判明しました。

【国内での狂犬病発症事例について】

令和2年に、海外からの渡航者が、現地で犬に咬まれて感染した後、国内で発症し、その後死亡した事例が発生しました。

国内での発生事例は、平成18年に海外旅行者が現地で犬に咬まれ、帰国後に発症した事例が確認されて以来、14年振りです。

【重症熱性血小板減少症候群（SFTS）】

SFTS ウイルスによる人や動物の感染症で、発熱、全身倦怠感、消化器症状を示し、重症化すると死亡することもある病気です。主な感染経路は、ウイルスを保有したマダニに咬まれることとされていますが、それ以外にも、発症したネコに咬まれたことが原因で感染した事例も報告されています。

【コリネバクテリウム・ウルセランス感染症】

コリネバクテリウム細菌による感染症で、ジフテリアによく似た症状を示す感染症です。人が感染すると、風邪に似た症状を示し、重症化すると呼吸困難等を示し死に至ることもあります。

感染した動物は、くしゃみや鼻汁などの風邪に似た症状や皮膚病を示すことがあり、人での国内感染事例の多くは、犬や猫からの感染であることが確認されています。

【カプノサイトファーガ感染症】

犬や猫の口腔内に常在している、カプノサイトファーガ属の細菌による感染症です。主に咬傷や引っかき傷から感染しますが、傷口をなめられて感染した例も報告されています。

症状は、発熱、倦怠感、腹痛、吐き気、頭痛などを初期症状として、重症化すると敗血症や髄膜炎を発症し死亡することもあります。

これらの病気に限らず、一般的な感染症に対する予防として、動物との過度のふれあいは避け、動物と触れあった後は手洗いをするなどの一般的な衛生管理を徹底することが重要です。

取組の内容

- 1) 飼い犬の登録・注射の実施の徹底
飼い主に向けた登録・注射の徹底を促します。
- 2) 県獣医師会と連携した情報発信
市町職員を含めた関係者を対象に、県獣医師会と連携して狂犬病予防対策会議・研修会を開催します。
- 3) 狂犬病発生を想定した診断実習の実施
「長崎県狂犬病発生時対策要領」に基づき、狂犬病疑い犬の病性鑑定を想定した診断実習を定期的を実施し、狂犬病予防員の診断技術定着を図ります。
- 4) 人と動物の共通感染症の情報収集と正しい知識の普及
平常時から、関係機関からの情報収集に努め、広く県民や動物取扱業者に対する情報発信を以下のような方法で進めていきます。
 - ① HP等を活用した情報発信
 - ② 動物取扱業者を通じた正しい知識の普及
 - ③ 県獣医師会と連携した情報発信

(7) 県民参加の動物愛護推進のための基盤整備

現状と課題

動物の愛護及び管理の対象は広範かつ多岐であり、施策の実施にあたっては相当の知識や技術が必要となります。また、動物愛護を発展させていくために、多様な組織や人材の参画、協働体制の整備が求められます。

県では、動物愛護の取組を進めていくにあたり、平成24年度から動物愛護推進協議会を設置し（本会及び県内10支部）、各地区の取組について協議を行っています。また、動物愛護活動を行う動物愛護推進員の委嘱を行っています（令和元年度時点で28名委嘱）。

今後は、動物愛護推進協議会での協議を充実させるとともに、動物愛護ボランティアとの連携を更に深めていく必要があります。

取組の内容

- 1) 動物愛護管理に関する業務や活動を行う者の資質の向上
 - ① 各支部で推進協議会を開催し、動物愛護推進員、市町等の関係者とともに、地域での動物愛護管理の課題解決を図ります。
 - ② 動物愛護推進員との意見交換の場を設置し、連携・協働に繋がります。

2) 学校等における普及啓発

感染性の疾病の予防等、動物の健康及び安全の確保に配慮しながら、情操の涵養を図るため、学校等と連携し生徒や保護者を対象とした普及啓発を実施します。

3) 動物愛護管理施設の機能拡充に向けた検討

動物愛護管理施設について、拠点施設としての機能向上や体制強化を含め、施設の充実にに向けた検討を行っていきます。

活動指標

活動内容	指標
推進員活動検討委員会の開催	年1回

6 動物愛護管理推進目標（成果指標）の設定

本計画の推進目標（成果指標）について、以下の2項目を設定します。

○ 犬猫の引取り頭数

	H30（基準値）	R7（中間目標）
引取り頭数	2,470	1,000
減少率（H30 比較）	－	60%減

○ 犬猫の殺処分頭数

	H30（基準値）	R7（中間目標）
殺処分頭数	2,227	900
減少率（H30 比較）	－	60%減

本計画においては、平成30年度の見直し時に定めた引取り頭数の目標を引き継ぐこととし、それを踏まえた殺処分頭数を目標に加えています。

なお、基本指針では、目標として「令和12年度の殺処分数について、平成30年度の50%減となるおおむね2万頭を目指すこと」とされています。

また、基本指針は策定後のおおむね5年目に当たる令和7年度を目途に見直しが行われるとされていることから、本計画においても時期を合わせて見直しを行うこととし、計画後期（令和8年度～12年度）の目標については改めて定めることとします。

【参考資料】 ※今回省略